



別添1

厚生労働省発基安1024第1号

平成30年10月24日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 根本



別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 チェーンソーによる伐木作業等の特別教育を統合すること。

二 車両系木材伐出機械による作業、林業架線作業及び簡易林業架線作業の作業計画に示す事項に、労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送の方法を追加すること。

三 伐木作業において受け口を作るべき立木の対象を、胸高直径が四十センチメートル以上のものから二十センチメートル以上のものへ拡大するとともに、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口に加え適当な深さの追い口を作ることとする。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には適当な幅の切り残しを確保することとする。

四 事業者は、伐木の作業を行う場合において、既にかかり木が生じている場合又はかかり木が生じた場合は、速やかに当該かかり木を処理しなければならないこととする。ただし、速やかに処理することが困難なときは、速やかに当該かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずる箇所において、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を縄張、標識の

設置等の措置によって明示した後、遅滞なく、処理することをもって足りることとする。

五 事業者は、かかり木の処理において、労働者に、かかり木にかかっている立木を伐倒させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒させてはならず、また、労働者はこれらを行ってはならないこととする。

六 事業者は、伐木作業においては、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこととする。

七 事業者は、かかり木の処理においては、かかり木が激突する危険が生ずるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこととする。

八 修羅しゅらによる集材又は運材の作業において、労働者を木材の滑路に立ち入らせない等の措置の事業者に対する義務付けを廃止すること。

九 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させなければならず、また、当該労働者は、当該切創防止用保護衣を着用しなければならないこととする。

十 木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止すること。

十一 その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、平成三十一年六月一日から施行すること。ただし、第一の一は平成三十二年六月一日から、第一の八、十及び十一（第一の八及び十に係る部分に限る。）は公布の日から施行すること。
- 二 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。